

令和6年度

第1回 音更町総合計画審議会議案

と き 令和6年12月12日（木）
午後6時30分～

ところ 音更町役場3階 特別会議室

音 更 町

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 音更町総合計画審議会委員委嘱状の交付
- 3 町長あいさつ
- 4 出席者紹介
- 5 議件
 - (1) 会長の互選について P 1
 - (2) 会長職務代理者の指名について P 1
- 6 第6期音更町総合計画基本計画の諮問について P 2
- 7 その他
 - (1) 第6期音更町総合計画及び第2期音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略
について P 3
 - (2) 第6期音更町総合計画基本計画（音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略）の
見直しについて P 3
 - (3) 審議会開催スケジュールについて P 3
 - (4) その他
- 8 閉会

5 議 件

(1) 会長の互選について

音更町総合計画審議会規則第3条第2項に基づき会長を互選する。

○音更町総合計画審議会規則（P 4 資料1）

○音更町総合計画審議会委員名簿（P 6 資料2）

会 長	氏 名
-----	-----

(2) 会長職務代理者の指名について

音更町総合計画審議会規則第3条第4項に基づき会長職務代理者を指名する。

○音更町総合計画審議会規則（P 4 資料1）

○音更町総合計画審議会委員名簿（P 6 資料2）

会長職務代理者 (会長の指名)	氏 名
--------------------	-----

6 第6期音更町総合計画基本計画の諮問について

音 企 画 発
令和6年12月12日

音更町総合計画審議会長 様

音更町長 小 野 信 次

第6期音更町総合計画基本計画について（諮問）

音更町まちづくり基本条例第19条の規定に基づく第6期音更町総合計画基本計画（音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略）の見直しに当たり、貴審議会の意見を求めます。

○参考：音更町まちづくり基本条例第19条

（総合計画の策定）

第19条 町は、長期的な展望に立ち、町の政策の基本的な方向を総合的に示す計画（以下「総合計画」という。）を策定するとともに、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合性及び計画相互間の調整を図るものとする。

2 総合計画は、町の目指す将来像を示す基本構想、これを実現するための施策を示す基本計画及び施策を進めるための事業を示す実施計画により構成するものとする。

3 町は、総合計画の基本的な方向に沿って、効果的かつ効率的に政策を推進するとともに、その推進状況を明らかにし、町民に分かりやすく公表するものとする。

4 町は、基本構想及び基本計画の策定又は変更に関しては、議会の議決を経るものとする。

7 その他

- (1) 第6期音更町総合計画及び第2期音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略について（別添概要版及び冊子のとおり）
- (2) 第6期音更町総合計画基本計画（音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略）の見直しについて（資料3のとおり）
- (3) 審議会開催スケジュールについて

年 度	内 容
令和6年度 （2回の開催を予定）	○審議会の設置 ○総合計画基本計画の見直しの諮問 ○まちづくり町民アンケートの結果報告
令和7年度 （6回の開催を予定）	○総合計画基本計画及び第2期総合戦略の見直し案等に関する協議 ○総合計画後期基本計画及び第3期総合戦略（素案）の策定・中間答申 ○パブリックコメント等の結果に基づく素案の修正等に関する協議 ○総合計画後期基本計画及び第3期総合戦略（案）の策定・答申

- (4) その他

音更町総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町内の各種団体等を代表する者
- (3) その他町長が適当と認める者

(会長)

第3条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第5条 審議会に、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、審議会から付託された事項について調査又は審議をする。
- 3 専門部会は、審議会の委員の中から町長が指名する者をもつて組織する。

(部会長)

第6条 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員のうちから互選する。

- 2 専門部会は、部会長が招集する。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、議事その他の事務を処理する。
- 4 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、当該専門部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 5 部会長は、自ら所属する専門部会以外の専門部会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 部会長は、専門部会における調査又は審議が終了したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(部会長会議)

第7条 専門部会を置いた場合にあつては、審議会に、部会長会議を置くことができる。

- 2 部会長会議は、会長が招集する。
- 3 部会長会議は、会長、部会長及びそれぞれの職務を代理する者によって組織する。
- 4 部会長会議は、審議会が専門部会に付託した事項の調整及び各専門部会の総合調整を図る。

(事務局)

第8条 審議会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長を置き、必要に応じ主幹その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局員は、町の職員をもつて充てるほか、必要に応じ部外から委嘱することができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(音更町総合計画審議会条例施行規則の廃止)

- 2 音更町総合計画審議会条例施行規則（昭和48年音更町規則第11号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に置かれている次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものとみなす。

会長及び会長が指名したその職務を代理する委員	第3条の規定により置かれた会長及び会長が指名したその職務を代理する委員
専門部会及び町長が指名したこれを組織する者	第5条の規定により置かれた専門部会及び町長が指名したこれを組織する者
部会長及び部会長が指名したその職務を代理する委員	第6条の規定により置かれた部会長及び部会長が指名したその職務を代理する委員

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

音更町総合計画審議会 委員名簿

《委員任期》 令和6年12月12日から
答申が終了するまで

《令和6年12月12日現在》

No	委員氏名	所属・団体等
1	阿部郁代	音更町健康増進計画推進委員会 委員長
2	内形勝也	十勝毎日新聞社 音更支局長
3	大平剛	帯広大谷短期大学 教授
4	木野村英六	音更町都市計画審議会
5	作田英実	音更町十勝川温泉観光協会 副会長
6	島田貴俊	公募
7	清水和代	公募
8	菅原博	音更町農業協同組合 代表理事専務
9	谷口美結	公募
10	中村友子	音更町社会福祉協議会 副会長
11	波多野実嗣	音更町住宅委員会 委員長
12	林真佐子	音更町社会教育委員協議会
13	美馬弥生	音更町校長会
14	村瀬正明	音更町商工会 副会長
15	森田恵美	公募

●第6期音更町総合計画基本計画（音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略）の見直しについて

1 基本計画及び重点施策（総合戦略）の見直しの進め方等について

（1）総合計画での位置付け

第6期総合計画において、まちの将来像やまちづくりの目標などを示す基本構想は、長期的な視点に立ってまちづくりを進めていくため、計画期間を令和3年度から12年度までの10年間としている。

基本計画は、この基本構想を実現するために必要な施策を各分野に沿って体系的に示しているもので、この中から、人口減少対策に関わりの深い施策を抽出し、重点施策として「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定している。

基本計画の計画期間は、前期が令和3年度から7年度まで、後期が令和8年度から12年度までのそれぞれ5年間としており、基本構想の実現性をより高めるため、計画策定時からの社会情勢の変化などを踏まえて、中間年で必要な見直しを行うこととしている。

（2）見直しの進め方

総合計画は、本町が目指すまちの将来像の実現に向けたまちづくりの基本指針であり、また、音更町まちづくり基本条例においても、「長期的な展望に立ち、町の政策の基本的な方向を総合的に示す計画」と規定されている。これらの点を踏まえ、計画の策定時と同様に、町民と町の協働により広く町民の意向を確認しながら、現時点における社会情勢や、向こう5年間において想定される課題等を十分に把握して、見直しを行うものとする。

（3）見直しの範囲

ア 基本計画

（ア）現状と課題

現状を改めて把握し、現段階での課題を確認した上で変更が必要な内容を整理する。

（イ）目指す方向

現状と課題の変更内容を踏まえ、記載内容の変更のほか、方向性等が不足する場合は追加するなどの見直しを行う。

（ウ）施策と内容

ア及びイでの変更内容のほか、向こう5年間で実施が見込まれる事務事業も踏まえて、必要な見直しを行う。

（エ）目標指標

各分野ごとの進捗状況を確認するための物差しになるものであることから、ア～ウでの変更により新たな目標指標の設定などが必要になるかを検討するとともに、既に中間目標値等を達成している目標指標については、目標数値の見直しを行うものとする。

（オ）関連する個別計画

現段階における個別計画の策定状況を踏まえて、必要な修正を行う。

イ 重点施策（総合戦略）

（ア）国の総合戦略の見直し

国は、社会情勢がこれまでと大きく変化している中、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すため、これまでの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を見直し、令和4年12月23日に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を閣議決定している。

(イ) 見直しの方向性

国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、「地方に仕事をつくる」、「人の流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「魅力的な地域をつくる」という4つの施策の方向を柱に、「デジタル基盤の整備」、「デジタル人材の育成・確保」、「誰一人取り残されないための取組」によりデジタル実装の基礎条件整備を行い、デジタルの力で地域課題等の解決を図りながら、これらの目標達成を目指すこととしている。

このため、これまでと同様に、基本計画の中から人口減少対策に関わりの深い施策を抽出しながら、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、他自治体で取り組まれているデジタルの力を活用した取組事例を横展開することにより推進することができる施策や帯広圏デジタル化推進構想に基づく施策なども取り入れることで、重点施策として「(仮称)第3期音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略～音更町デジタル田園都市国家構想総合戦略～」を策定することとする。

ウ 地域別まちづくり方針

地域別まちづくり方針は、音更、木野、宝来、駒場、十勝川温泉及び農村地域の6つに区分し、それぞれの地域の特徴や課題を整理しながら、地域の実情を踏まえたまちづくりの基本的な方向性を示すものであることから、6つの地域ごとの課題等を再整理しながら、基本計画や重点施策の見直しの内容などと整合性を図るものとする。

(4) 議会の議決について

平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想を議会の議決を経て定める旨の規定が削除されたことから、基本構想の策定は任意となったが、本町では、平成27年第1回定例会においてまちづくり基本条例の改正を行い、基本構想はもとより、基本計画の策定や変更についても議会の議決を経ることとしたことから、今回の見直しについても、同条例に基づき議会の議決を経るものとする。

2 推進体制について

(1) 町民参加

ア まちづくり町民アンケートの実施

小学6年生・中学2年生・高校2年生世代の人と18歳以上の人を対象に実施する。

イ まちづくり講演会の実施

令和6年度と7年度にそれぞれ1回ずつ実施する。

ウ 音更町総合計画審議会

条例に基づき設置する附属機関で、学識経験者や町内の各種団体等の代表者等、公募による委員など、総数15名で組織し、総合計画基本計画の見直しの審議を行うため、新たに設置する。

委員の構成については、公募委員を4名、学識経験者や団体等の代表者等の委員を11名とする。

エ 音更町総合計画推進委員会

条例に基づき設置する附属機関で、学識経験者や町内の各種団体等の代表者等、公募による委員など、総数10名で組織し、総合計画の進捗状況の評価等を行うため、既に設置されている。このため、令和6年度はウの審議会と併設し、本委員会において令和5年度の進捗状況の評価を行い、これまでの評価で出された意見等も踏まえ、見直し内容の検討を行うこととするが、令和7年度は、ウの審議会において基本計画等の見直し作業に合わせて、進捗状況の中間評価も行うこととする。

オ 町民の意見募集(パブリックコメント)の実施

基本計画や総合戦略の見直しの素案については、広報紙等により広く公表し、町民からの意見募集(パブリックコメント)を行う。

また、審議会での見直し作業の過程や内容についても随時ホームページ等で公表する。

(2) 庁内推進体制

ア 総合計画策定委員会

副町長、教育長、公営企業管理者及び各部長等で組織し、審議会に提案する資料等の協議や素案の最終調整及び取りまとめを行う。

イ 幹事会

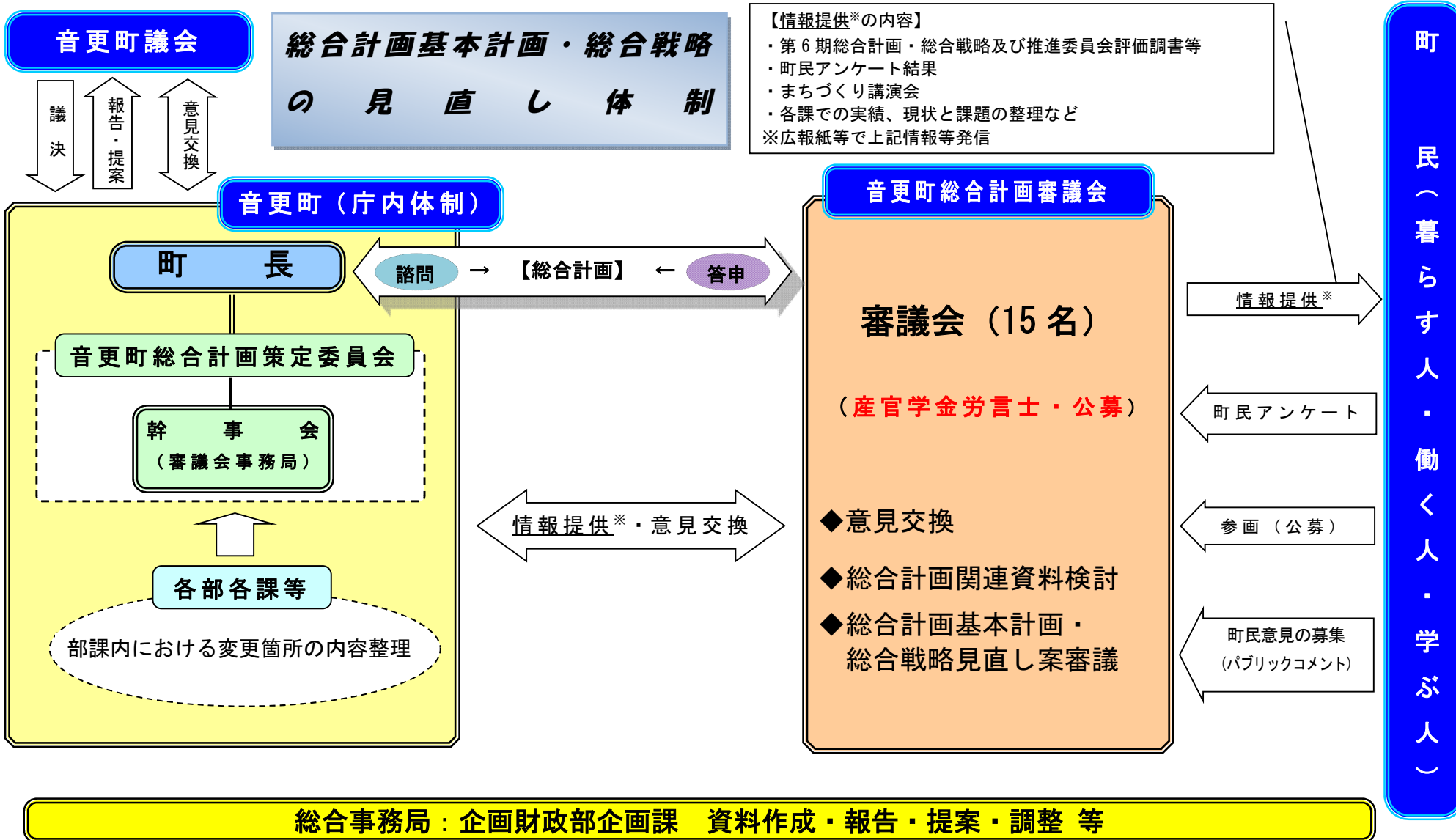
策定委員会には幹事会を置くこととされており、幹事会は各部長、各部代表課長等で組織され、審議会の事務局を担当する。また、全庁的な観点からの検討のほか、各部各課等作成の見直し案の総合調整等を行う。

ウ 各部各課等

各部各課等がそれぞれ所管する施策や事務事業等に関する進捗状況の評価や検証を行うほか、資料の作成や収集を行い、向こう5年間を見通した施策や事務事業等に関する計画案等の検討を進めるとともに、必要に応じて審議会に参加し、情報提供等を行う。

(3) 音更町総合計画審議会等の総合事務局

基本計画等の見直しに関する事務は、企画財政部企画課が行う。



庁内推進体制

◎総合計画策定委員会

役 職	職 名	氏 名
委員長	副町長	宮 原 達 史
副委員長	教育長	福 地 隆
	公営企業管理者	鈴 木 康 之
委 員	企画財政部長	深 谷 邦 彦
	総務部長	吉 田 浩 人
	町民生活部長	井 原 愛 啓
	保健福祉部長	堀 田 昇
	経済部長	重 堂 真 一
	建設部長	高 瀬 忠 行
	会計管理者	村 瀬 一 司
	議会事務局長	八 鍬 政 幸
	学校教育部長	高 橋 規 也
	生涯学習部長	山 本 智 久

◎幹事会【総合計画審議会事務局】

役 職	構 成 員	氏 名
幹 事 長	企画財政部長	深 谷 邦 彦
幹 事	総務部長	吉 田 浩 人
	町民生活部長	井 原 愛 啓
	保健福祉部長	堀 田 昇
	経済部長	重 堂 真 一
	建設部長	高 瀬 忠 行
	学校教育部長	高 橋 規 也
	生涯学習部長	山 本 智 久
	企画課長	大 井 規 彰
	総務部次長	佐 藤 泰 史
	町民課長	新 名 猛 志
	福祉課長	川 田 誠
	農政課長	木 谷 康 臣
	都市計画課長	和 田 圭 太 郎
	上下水道課長	平 賀 一 也
	教育総務課長	水 戸 尚
	生涯学習課長	山 本 隆 二
	とがち広域消防事務組合 音更消防署長	岡 本 信 隆

◎総合事務局

- 事務局長 企画財政部長
- 事務局主幹 企画課長
- 事務局員 企画課企画調整係